

家畜衛生だより

令和5年度第23号(牛) 令和5年11月発行



東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

令和6年4月～

BSE検査対象牛が変わります

死亡牛のBSE検査対象が、令和6年4月から変更になります。

【検査対象牛】

- ・ 特定症状※1を呈する牛
- ・ 特定症状以外のBSEが否定できない症状※2を呈する牛

現在、検査対象となっている96か月齢以上の一般的な死亡牛は、令和6年4月から検査対象外になります。

※1：興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の神経・行動異常

※2：犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状がみられるもの
(感染性、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く)

県内で牛のヨーネ病を確認

令和5年11月、県内北部の農場で、牛のヨーネ病患畜2戸4頭が確認されました。ヨーネ病に感染すると、下痢を発症していなくても糞便中に排菌し、他の牛への感染源になります。農場での感染を防ぐため、以下に気を付けましょう。

次のことに気を付けましょう！



- 牛を導入する際は、導入元農場がヨーネ病陰性の農場であること、または導入牛が検査済であることを必ず確認！
- 牛舎内を清潔に！（特に、牛床、飼槽、ウォーターカップは念入りに清掃、洗浄消毒）
- 農場専用の衣服、靴を使用
- 畜舎入口での専用靴への交換、靴の消毒
- 農場の整理整頓、消毒（消石灰散布等）
- 排せつ物・敷料は堆肥化後に還元（完全に熟成されたものを利用）
- 毎日の健康観察（慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等の早期発見）

牛のヨーネ病は感染していても、血中の抗体価が上がるまで数年かかることがあるため、定期的な確認検査が重要です。

黒毛和種でも発生することがありますので、品種に関わらず注意しましょう。

千葉県東部家畜保健衛生所 TEL 0475-52-4101 FAX 0475-52-3335

※急性悪性家畜伝染病（口蹄疫等）の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。